

第5章 乗車券類の様式

第1節 通 則

(乗車券類の表示事項)「規則183」

第86条 乗車券類の表面には、次の各号に掲げる事項を表示する。

- (1) 旅客運賃・料金額
- (2) 有効区間
- (3) 有効期間
- (4) 発売日付
- (5) 発売箇所名

2 次の各号に掲げる乗車券類にあつては、前項に規定する表示事項の一部を省略することがある。

- (1) 臨時に発売する乗車券類
- (2) その他特殊の乗車券類

(この章に規定する乗車券類の様式の変更又は補足等)「規則184」〔連規準用〕

第87条 この章において規定する乗車券類の様式は、印刷上の形式であつて、それぞれの乗車券類は、相当の事項を印刷するとともに、発売する際に、不足する事項又は印刷する事項を記入式とした事項等については、印章を押し、記入し、切断し、又は入缺する等の方法によつて補うものとする。

2 乗車券類の様式は、必要によつて、次の各号に定めるところにより変更することがある。

- (1) 前条第1項に規定する表示事項
 - ア 表示事項の一部の裏面表示
 - イ 表示事項の配列の変更
- (2) 前号以外の様式
 - ア 乗車券類の寸法の変更
 - イ 表示事項の表示箇所、配列又は表示方法の変更
 - ウ 表示事項及び裏面表示の一部の省略又は追加

3 乗車券類の様式で、大人、小児等に共用できる様式のものであつても、専用の様式のものを使用することがある。

4 小児用の乗車券類は、次に規定する記号を関係券片の表面に、影文字等をもつて印刷

する。

小児用の乗車券類 「小」

- 5 普通乗車券と急行券及び普通乗車券と急行券・特別車両券とは、それぞれ1枚のもの
とすることがある。

(字模様の印刷)「規則186」

第88条 この章に規定する乗車券類には、別に定める場合を除き、表面に次に掲げる字模
様を印刷する。



(乗車券類の駅名等の表示方)「規則187」 [連規準用]

第89条 乗車券類の駅名及び旅客運賃・料金の表示方は、次のとおりとする。

- (1) 乗車券の発駅名及び着駅名は、旅客運賃の計算方に従って表示することとする。

ただし、第46条（営業キロを定めていない区間の旅客運賃・料金の計算方）の規
定により内方駅を発又は着の営業キロにより旅客運賃を計算する乗降場につい
ては、その乗降場名を、また、団体乗車券の乗車区間については、乗車する列車等の
発駅名及び着駅名を表示することとする。

- (2) 会社線内各駅相互発着区間の乗車券にあつては、着駅名を金額をもって表示す
ることがある。

(旅客運賃の割引等に対する表示)「規則188」 [連規準用]

第90条 旅客運賃の割引等を行う乗車券には、その証として、関係券片の表面にゴム印を
押す等により、次の各号に定める記号等の表示を行う。ただし、特に設備する乗車券
類、第6号に規定する記号については、これと異なる大きさ等で表示をし、又はこの
表示を省略することがある。

- (1) 第20条（特別の割引乗車券類の発売）の規定による割引をするもの
横15mm×縦7mm

割引

- (2) 大人用の乗車券を小児用に代用するもの

小

直径10mm

- (3) 再交付するもの

再

1辺10mm

- (4) 期間満了前の定期乗車券を回収して、期間の継続する新たな定期乗車券をその有効期間の開始日前から有効とさせるもの

継続

横15mm×縦7mm

- (5) 普通乗車券及び自由席特急券で有効期間の開始日を発売日後の日とするもの

○月○日から有効

横30mm×縦7mm

ただし、表面に表示しがたいときは裏面に表示し、表面には「前」と表示する

- (6) 使用資格者であることの証明書類の携行を必要とするもの

証第 号

横26mm×縦10mm

2 常備式の乗車券類に前項第1号に規定する記号を表示して発売する場合は、当該乗車券に表示されている旅客運賃の訂正は行わない。

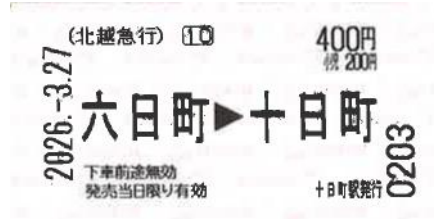
第2節 普通乗車券の様式

(普通乗車券の様式)「規則189」 [連規準用]

第91条 普通乗車券の様式は、次のとおりとする。

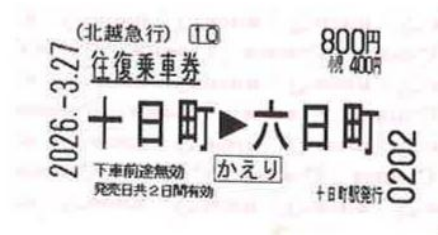
(1) 常備片道乗車券

- ア 近距離券売機用 3×5.7 cm
- イ 印刷発行機用 3×5.7 cm



(2) 常備往復乗車券

- ア 近距離券売機用 3×5.7 cm 2枚
- イ 印刷発行機用 3×5.7 cm 2枚



第3節 定期乗車券の様式

(定期乗車券の様式)「規則199」 [連規準用]

第92条 定期乗車券の様式は次のとおりとする。

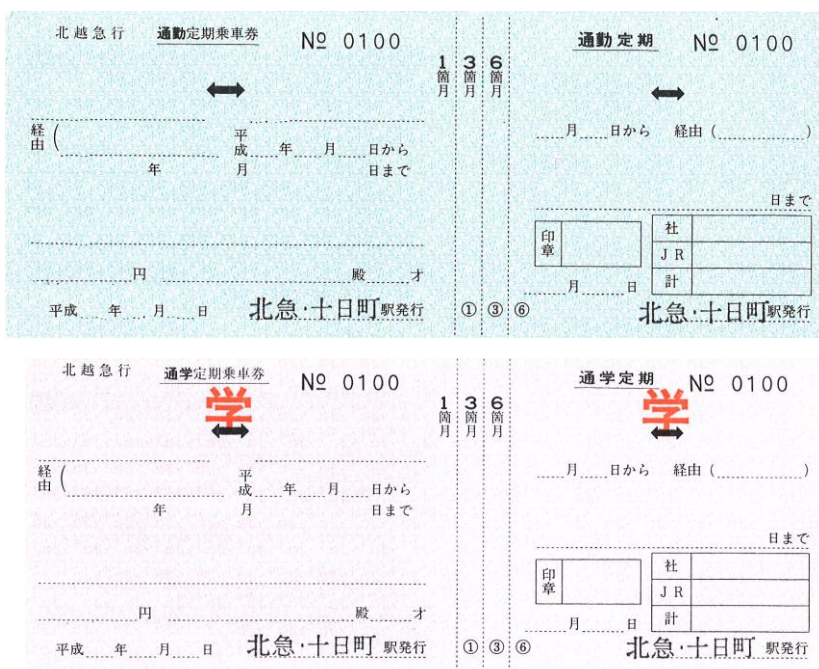
(1) 常備通勤定期乗車券 5.7×8.5 cm



(2) 常備通学定期乗車券 5.7×8.5 cm



(3) 補充定期乗車券 6.2×15.5 cm



第4節 回数乗車券の様式

(普通回数乗車券の様式) 「規則203」

第93条 普通回数乗車券の様式は次のとおりとする。

(1) 常備普通回数乗車券

ア 近距離券売機用 3×5.7 cm 11枚

イ 印刷発行機用 3×5.7 cm 11枚



